

## 議第38号

下水の処理に関する事務の委託の変更について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、函南町からの下水の処理に関する事務の委託を別紙のとおり変更する。

令和4年6月7日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市と函南町との下水処理に関する事務の委託に関する規約の一部  
を変更する規約案

三島市と函南町との間の下水処理に関する事務の委託に関する規約（平成15年3月28日制定）の一部を次のように変更する。

第2条第1号中「函南町区域内」の次に「及び函南町塚本字北大久保地内」を加える。

第4条第1項中「処理場施設」の次に「（以下「管渠等」という。）であって甲の長と乙の長が協議して定める施設」を加え、同項第1号中「安久マンホールポンプ場（以下「安久ポンプ場」という。）」を「関連施設」に、「安久ポンプ場に」を「関連施設に」に改め、同項第2号中「平成16年度以降の安久ポンプ場」を「令和5年度以降の関連施設」に、「平成16年度以降の負担額」を「令和5年度以降の負担額」に改める。

第5条第2項中「平成16年度」を「令和5年度」に改める。

第6条中「安久ポンプ場」を「関連施設」に改める。

第7条中「安久ポンプ場」を「関連施設」に改め、「当該年度の出納閉鎖後」を削る。

第8条中「地方自治法第233条第6項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項」に、「安久ポンプ場」を「関連施設」に改める。

## 附 則

この規約は、間宮処理区（函南町塚本字北大久保地内の区域に限る。）の供用開始の公示の日から施行する。